

SNSなどで
誹謗中傷を受けて
お困りの方へ

SNS等で

誹謗中傷

をした
者の

情報開示

の裁判
手続が

より簡易に

なり
ました。

2022年
10月1日から
施行

プロバイダ責任制限法が改正され、
新たな裁判手続が始まりました。

Q. 改正により何が変わるのでしょうか？

新しい手続では、対面の審査が必須でなくなること等により、情報開示までの期間の短縮が見込まれます。
また、これまでの制度では、発信者の情報開示を請求するためには、SNS事業者とインターネット接続事業者
に対して、別々に裁判を行う必要がありましたが、これからは、一体の手続で済ませることも可能になります。

(例※1) 期 間：半年～1年半 ⇒ 数ヶ月～半年 手数料※2：15,000円 ⇒ 1,000円※3

※1 個別の事案により異なります。 ※2 弁護士費用等別途必要な費用があります。 ※3 一申立てあたり。

